

アンチ・ドーピング特別委員会規程 (案)

第1条 [趣旨]

本規程は、財団法人日本サッカー協会の基本規程（以下『基本規程』という）第233条〔アンチ・ドーピング特別委員会〕第2項に基づき、アンチ・ドーピング特別委員会に関する事項について定める。

第2条 [組織および委員]

- ① アンチ・ドーピング特別委員会は、委員長および若干名の委員をもって構成する。
- ② 委員は、サッカーに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができるもののうちから、理事会の承認を経て会長が任命する。

第3条 [委員の任期]

- ① 委員長および委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- ② 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③ 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第4条 [委員長・招集・議長]

- ① 委員長は委員が互選する。
- ② アンチ・ドーピング特別委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- ③ アンチ・ドーピング特別委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、また議決することができない。
- ④ アンチ・ドーピング特別委員会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
- ⑤ 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。
- ⑥ ドーピング・コントロール小委員会の委員長は、ドーピング検査に基づき陽性/陰性の認定（禁止方法に抵触する行為の認定を含む）、陽性認定と議決した事案について、アンチ・ドーピング特別委員会に出席し、意見を述べることができる。

第5条 [所管事項]

アンチ・ドーピング特別委員会の所管事項は次のとおりとする。

- (1) ドーピング違反行為についての調査（選手および/またはその関係者への事情聴取を含む）
- (2) ドーピング違反行為についての審議
- (3) ドーピング違反行為についての制裁の決定
- (4) 決定した制裁内容の関係団体への報告

第6条 [事務局]

アンチ・ドーピング特別委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

第7条 [改正]

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行なう。

第8条 [施行]

本規程は、平成20年2月1日から施行する。